

市道路・法定外公共物 敷地 明示申請書
区域

令和〇〇年〇〇月〇〇日

向日市長 安田 守 様

(申請者) 住 所 向日市寺戸町中野20
氏 名 向日 太郎 印

(連絡先) 住 所 向日市寺戸町中野20
事務所名 向日ひまわり〇〇会社
担当者名 向日 次郎
電話番号 075-931-1111

下記の通り、私の所有地と市道路・法定外公共物との（敷地・区域）境界が不明のため、明示願いたく関係書類を添えて申請します。

記

市道の種類	向日市道第 〇〇〇〇 号線 または 法定外公共物 (里道・水路)
申請箇所	向日市 〇〇〇 町 〇〇 番地先
土地所有者	向日 花子
申請目的	分筆・地籍更正・境界確認・地籍確定 その他 ()

※ 提出部数は正副2部とし、各図面には確定を要する箇所を明記すること。

添 付 す る 関 係 書 類

(1) 印鑑証明書 ※原本還付不可	申請者に係わるもの。証明日から1ヶ月以内のものに限ります。 (本人申請の場合、申請書に実印を押印して下さい。)
(2) 隣接土地所有者調書	隣接土地所有者の現住所及び電話番号を確認し、作成者の氏名を記入し押印して下さい。
(3) 委任状	申請地所有者が代理人を指定するときは、委任状に実印を押印して下さい。(委任状の様式は任意です。)
(4) 付近見取図	縮尺1/2500程度の地図、もしくは住宅地図に申請箇所を朱線で明記して下さい。
(5) 実測平面図	現地の形状が明確に把握できるよう周辺部も含め道路・水路・境界標識・堀・塀・家屋等の地形物を明記して下さい。(縮尺1/250で、方位・土地の地番・所在地を記入して下さい。)
(6) 申請地周辺の土地に係る公図(写し)及び合成公図 ※原本還付不可	申請地を中心とした公図の写しを添付してください。証明日から1ヶ月以内のものに限ります。(※インターネットによる登記情報提供サービスから取得したものにて申請する場合、登記記録と相違ない旨を記載し、職印による原本証明が必要です。)あわせて、申請地とその両側隣接地及び対側地各筆の所有者を記入し、小字が2以上にわたる場合は各図面を接合した合成公図を添付してください。
(7) 全部事項証明書 ※原本還付不可	申請地とその両側隣接地及び対側の土地の全部事項証明書を添付して下さい。証明日から1ヶ月以内のものに限ります。(※インターネットによる登記情報提供サービスから取得したものにて申請する場合、登記記録と相違ない旨を記載し、職印による原本証明が必要です。)
(8) 地積測量図 ※原本還付可	申請地とその両側隣接地及び対側の土地の地積測量図の写しを添付して下さい。証明日から1ヶ月以内のものに限ります。(インターネットによる登記情報提供サービスから取得したものにて申請する場合、登記記録と相違ない旨を記載し、職印による原本証明が必要です。)
(9) 相続関係説明図	申請地の登記名義人が死亡し、相続の手続きがなされていない場合は、相続関係を示す説明図を作成し、作成者名を記入のうえ押印して下さい。(プライバシーの保護上、戸籍謄本・住民票等の添付の必要はありません。)

- ※1 原則として市道路・法定外公共物明示は両側で明示を行います。
- ※2 書類に不備・不足があれば申請の受理は出来ません。
- ※3 申請を受理した日から1年が経過しても境界明示の協議が成立しない時には未確定として処理し、確定事務を打ち切るものとします。なお、必要があれば改めて申請書を提出してください。
- ※4 記入には、摩擦熱で消えるボールペンを使用しないでください。